

第104回

定時株主総会
招集ご通知

日 時

2026年6月26日（金曜日）午前10時
受付開始 午前9時00分

場 所

長野県上田市生田2150番地
長野計器テクニカル・ソリューションズ・センター

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

議決権行使書用紙（郵送）およびインターネット等
による議決権行使期限

2026年6月25日（木曜日）午後5時25分まで

長野計器株式会社

証券コード：7715

株主の皆様へ



代表取締役社長

佐藤正継

株主の皆様には、平素より格別のご支援を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、第104回定時株主総会の招集にあたり、謹んでご挨拶申しあげます。

当社はこれまで、強みである圧力計測技術および製造技能の高度化に不断に取り組み、「安全・安心・信頼」をお届けすることで、社会に貢献してまいりました。

2026年5月に新中期経営計画2028を策定いたしました。「伝統を力に、次の価値創造へ！」をスローガンに掲げ、持続的な成長と企業価値の向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、何卒よろしくお願い申しあげます。

社是

創造と極限への挑戦で総を啓く
行動と総力の結集で未来を拓く
感謝と融和の精神で明日を開く

企業理念

一芸を極めて世界に挑戦

目次

■株主の皆様へ

■招集ご通知 2

■株主総会参考書類 6

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役4名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

■事業報告 18

1. 企業集団の現況
2. 会社の現況
3. 業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況
4. 会社の支配に関する基本方針

■連結計算書類 42

連結貸借対照表
連結損益計算書

■計算書類 44

貸借対照表
損益計算書

■監査報告 46

連結計算書類に係る会計監査報告
計算書類に係る会計監査報告
監査役会の監査報告

長野計器株式会社

代表取締役社長 佐藤正継

第104回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第104回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の各ウェブサイトにて「第104回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、お手数ながらいずれかの以下ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト 株主総会招集通知掲載サイト	https://www.naganokeiki.co.jp/ir/stockholders.html	
東証ウェブサイト 東証上場会社情報サービス	https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show	
株主総会資料掲載ウェブサイト	https://d.sokai.jp/7715/teiiji/	

東証ウェブサイトでは、銘柄名（会社名）「長野計器」または証券コード「7715」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

なお、ご出席されない場合は、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙（郵送）またはインターネット等により、事前に議決権をご行使くださいませようお願い申しあげます（行使期限は2026年6月25日（木曜日）午後5時25分までとなります。）。

敬 具

記

1 日 時	2026年6月26日（金曜日）午前10時
2 場 所	長野県上田市生田2150番地 長野計器テクニカル・ソリューションズ・センター （末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3 目的事項	報告事項 <ol style="list-style-type: none"> 第104期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第104期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 <ol style="list-style-type: none"> 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役4名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件

4 議決権行使等についてのご案内	4頁から5頁に記載の【議決権行使等についてのご案内】をご参照ください。
5 招集にあたっての決定事項	<p>交付書面から一部記載を省略している事項 ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」として表示すべき事項は、電子提供措置事項記載書面から省略しておりますので、本添付書類には記載していません。</p> <p>なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。</p>

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト、東証ウェブサイト及び株主総会資料掲載ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

ご案内

- ・今後の状況により、株主総会の会場及び運営等に変更が生じる可能性があります。その際は、当社ウェブサイト (<https://www.naganokeiki.co.jp/ir/stockholders.html>)にてお知らせいたします。
- ・なお、本株主総会終了後の会社説明会の開催、ならびにお土産のご用意はございませんので、何卒ご理解賜りますようお願いいたします。



議決権行使等についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年6月26日（金曜日）
午前10時
(受付開始：午前9時00分)

書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後5時25分到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後5時25分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 議決権行使票数 氏 名

長野計器株式会社 御中

私は、2026年6月26日開催の貴社第1044回定時株主総会（御都合または総会を含む）における議決につき、行使（賛否を○印で表示）のとり議決権を行使します。

2026年6月 日

各議案につき賛否の表示がなかった場合は、議案の表示があったものとして取り扱います。

長野計器株式会社

議案	第1号	第2号 (重要)	第3号
賛	○	○	○
否	○	○	○

賛成、反対の両方に○を付けた場合は、無効となります。

お願い

- 株主総会にご出席の場合、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年6月25日午後5時25分までに到着するようにご返送ください。
- 第2号議案の賛否をご表示の際は、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会参考書類」に記載の当該候補者の番号をご記入ください。
- 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと印を記入してください。
- 議決権をインターネットで行使される場合、下のQRコードをスマートフォンで読み取るか、画面下部のウェブページにてアクセスし2026年6月25日午後5時25分までにご確認ください。この場合、議決権行使書が返送される必要はありません。

インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。株主総会にご出席の際は、この用紙の右頁を切り離すにそのまま会場受付にご提出ください。

長野計器株式会社

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

重複行使の取扱い

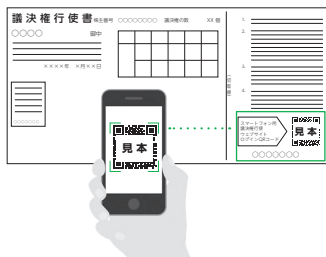
議決権行使書用紙（郵送）とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。また、インターネット等によって複数回、またはパソコンと携帯で重複して議決権を行使された場合は、最後に行なわれたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

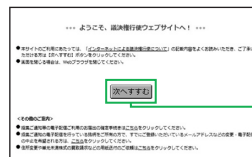
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

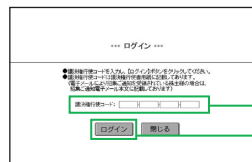
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

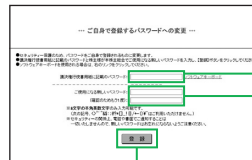
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
 [電話] 0120 (652) 031
 受付時間 9:00～21:00 (土曜、日曜、祝日も受付)

「機関投資家の皆様向け議決権電子行使プラットフォーム」のご利用について
 機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJに事前に申し込まれた場合には、同社が運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

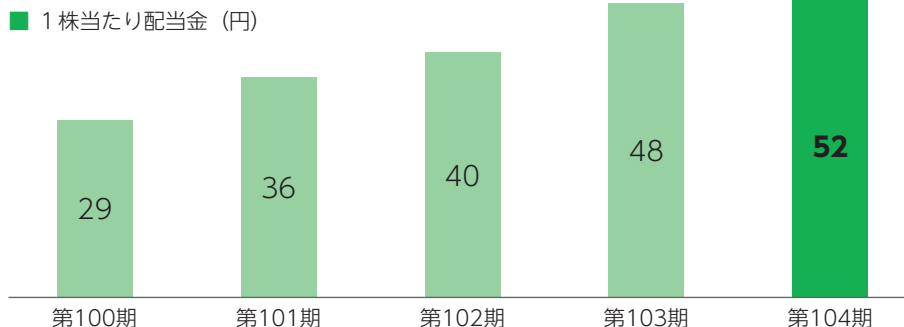
当社は、経営の効率化により収益の向上を図り、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつとしており、将来の経営基盤強化のための内部留保の充実を図りつつ、業績を総合的に勘案し、配当を安定的かつ継続的に行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、この基本方針を堅持しつつ、当期の業績が堅調に推移した結果、普通配当1株当たり26円とさせていただきます。

なお、当期は当社普通株式1株当たり26円の中間配当金を既にお支払いしておりますので、これを合わせた年間配当金は当社普通株式1株当たり52円となります。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株当たり金 26円 配当総額 486,017,766円
剰余金の配当が効力を生じる日	2026年6月29日

配当金推移



第2号議案


取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役角龍徳夫、諏訪明久、鈴木正徳、梅澤佳子の4氏は任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、独立社外取締役を過半数とし独立社外取締役を委員長とする指名委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会において決定したものです。


取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位及び担当	性別	
1	かくりゅうのりお夫 角 龍 徳 夫	常務取締役 事業強化推進委員会・経営統括本部・経理部担当・サステナビリティ委員会委員長	男性	再任
2	すわあきひさ久 諏 訪 明 久	取締役 製造本部担当・執行役員会議長	男性	再任
3	すずきまさのり徳 鈴 木 正 徳	取締役	男性	再任
4	うめざわよしこ子 梅 澤 佳 子	取締役	女性	再任

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	 <p>か くりゅう のり お 角 龍 徳 夫 (1960年5月10日生)</p>	<p>1979年 4 月 当社入社 2011年 4 月 当社経理部次長 2013年 5 月 株式会社ナガノ計装監査役（現） 2014年 6 月 当社執行役員経理部次長 2014年 7 月 当社執行役員経理部長 2018年 6 月 当社取締役経理部担当 2023年 7 月 当社常務取締役執行役員会議長、管理本部担当 2023年 8 月 Ashcroft Inc.取締役（現） 2024年 7 月 Ashcroft-Nagano Keiki Holdings, Inc.取締役（現） 2025年 5 月 当社常務取締役サステナビリティ委員会委員長、事業強化推進委員会、経営統括本部、管理本部担当 2025年 6 月 当社常務取締役サステナビリティ委員会委員長、事業強化推進委員会、経営統括本部、経理部担当（現）</p> <p>（重要な兼職の状況） 株式会社ナガノ計装監査役 Ashcroft-Nagano Keiki Holdings, Inc.取締役 Ashcroft Inc.取締役</p> <p>【取締役候補者とした理由】 角龍徳夫氏は、長年にわたり経理業務に従事し、経営に資する諸課題の解決に実務面から取り組んでまいりました。さらに、取締役として当社グループの経理・財務を統括する責任者を務めております。同氏は、その知識と見識を活かし、当社グループの経営全般に加え、生産力増強およびサステナビリティの推進にも取り組んでおります。これらの役割は今後一層重要性を増すことから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	6,300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	 <p data-bbox="269 485 477 556"> す わ あき ひさ 諏訪 明久 (1972年3月11日生) </p>	<p>1995年4月 当社入社</p> <p>2012年4月 当社製造本部丸子電子機器工場生産管理部次長</p> <p>2016年4月 当社製造本部上田計測機器工場生産管理部長</p> <p>2016年6月 当社製造本部上田計測機器工場長代理兼製造本部上田計測機器工場生産管理部長</p> <p>2017年4月 当社製造本部上田計測機器工場長兼製造本部上田計測機器工場生産管理部長</p> <p>2018年6月 当社執行役員製造本部上田計測機器工場長兼製造本部上田計測機器工場生産管理部長</p> <p>2019年5月 ヨシトミ・マーシン株式会社監査役</p> <p>2020年7月 当社執行役員製造本部副本部長</p> <p>2020年11月 当社執行役員製造本部付部長兼JADE Sensortechnik GmbH 出向</p> <p>2020年12月 当社執行役員製造本部付部長兼JADE Sensortechnik GmbH アドバイザリーボードメンバー</p> <p>2022年7月 当社執行役員製造本部長兼JADE Sensortechnik GmbH アドバイザリーボードメンバー</p> <p>2023年6月 当社上席執行役員製造本部長</p> <p>2023年7月 当社上席執行役員事業本部製造本部長</p> <p>2024年4月 当社上席執行役員製造本部長</p> <p>2024年6月 株式会社ナガノ取締役 (現)</p> <p>2024年6月 当社取締役技術本部、製造本部担当兼製造本部長</p> <p>2024年7月 当社取締役技術本部、製造本部担当</p> <p>2025年5月 当社取締役執行役員会議長、技術本部、製造本部担当</p> <p>2025年6月 当社取締役執行役員会議長、製造本部担当 (現)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社ナガノ取締役</p> <p>【取締役候補者とした理由】 諏訪明久氏は、生産管理部長および上田計測機器工場長を歴任し、長年にわたり製造部門における当社の生産体制の改善に取り組んでまいりました。さらに、製造本部の責任者として生産体制の強化にリーダーシップを発揮するとともに、重要な業務執行に関しても責任ある役割を担っております。今後も、これまでの職務で培った知識と見識を活かし事業推進に貢献する役割は重要であることから、引き続き取締役候補者としていたしました。</p>	1,400株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
<p style="font-size: 2em; color: green;">3</p>	<div style="text-align: center;">  <p>すずきまさのり 鈴木正徳 (1954年10月9日生)</p> </div>	<p>1978年 4月 通商産業省（現経済産業省）入省 2008年 7月 経済産業省産業技術環境局長 2010年 7月 同省製造産業局長 2011年 8月 中小企業庁長官 2013年10月 日揮株式会社（現日揮ホールディングス株式会社）顧問 2014年 6月 当社取締役 2014年 7月 日揮株式会社取締役執行役員 2016年 6月 同社取締役常務執行役員 2018年 6月 当社取締役（現） 2019年10月 日揮ホールディングス株式会社取締役常務執行役員 2020年10月 ユナイテッド・セミコンダクター・ジャパン株式会社取締役（現） 2021年 5月 株式会社MJS M&Aパートナーズ取締役会長 2021年 6月 公益財団法人航空機国際共同開発促進基金理事長（現） 2021年 6月 一般社団法人電気自動車普及協会会長（現） 2021年 6月 株式会社ミロク情報サービス取締役 2022年 6月 同社取締役副会長DX事業戦略室担当 2024年 4月 同社取締役副会長コンプライアンス推進担当 内部統制室長（現） 2024年11月 当社指名委員会委員長、報酬委員会委員長（現）</p> <p>（重要な兼職の状況） ユナイテッド・セミコンダクター・ジャパン株式会社取締役 公益財団法人航空機国際共同開発促進基金理事長 一般社団法人電気自動車普及協会会長 株式会社ミロク情報サービス取締役副会長</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 鈴木正徳氏は、経済産業省、中小企業庁及び他社で培われた豊かな経験と幅広い見識等に基づき、独立した立場で中立かつ客観的観点から適宜質問すると共に、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うなど取締役会の一層の活性化に寄与されております。同氏には、これまでに培われた経験と見識を独立した立場から当社経営に活かしていただき、取締役会のさらなる活性化を図るため、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>	<p>7,700株</p>

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	 <p>うめ ざわ よし こ 梅 澤 佳 子 (1960年2月28日生)</p>	<p>1991年 4月 湘南国際女子短期大学国際教養学科専任講師 2007年 4月 多摩大学経営情報学部准教授 2008年 4月 日本赤十字看護大学非常勤講師 2014年 4月 多摩大学経営情報学部教授 2024年 6月 当社取締役(現) 2024年11月 当社指名委員会委員、報酬委員会委員(現) 2025年 4月 多摩大学経営情報学部名誉教授 客員教授(現)</p> <p>(重要な兼職の状況) 多摩大学経営情報学部名誉教授 客員教授</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 梅澤佳子氏は、学識経験者で培われた豊かな経験と幅広い見識に基づき、事業家の視点と異なる研究者の立場から、中立かつ客観的な観点により、取締役会の多様性、意思決定の妥当性・適正性の確保及びサステナビリティに関する助言・提言を行ってもらう役割を期待しております。 また、同氏は、会社経営に直接関与した経験はありませんが、事業家と異なる学識経験者の立場から、その豊かな経験と幅広い見識を、当社の経営に活かしていただくとともに、取締役会の一層の活性化を図るため、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>	-

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 梅澤佳子氏の戸籍上の氏名は、開沼佳子ですが、職業上使用している氏名で表記しております。
3. 鈴木正徳氏および梅澤佳子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者梅澤佳子氏の「社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことがない候補者を推薦する理由」は、候補者番号4の【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】に記載しており、同氏は、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 鈴木正徳氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって8年となります。梅澤佳子氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年となります。
6. 当社は、取締役(業務執行取締役等を除く。)が期待される役割を十分に発揮することができるように、会社法第427条第1項の規定により、定款に取締役(業務執行取締役等を除く。)との間に、損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結することができる旨の規定を設けております。
- 鈴木正徳氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は、鈴木正徳氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。鈴木正徳氏の再任をご承認いただいた場合は、当社と鈴木正徳氏との間の当該責任限定契約を継続する予定であります。
- 梅澤佳子氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は、梅澤佳子氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。梅澤佳子氏の再任をご承認いただいた場合は、当社と梅澤佳子氏との間の当該責任限定契約を継続する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により、被保険者が会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟において負担することになった争訟費用及び損害賠償金等を補填するものであり、1年毎に更新しております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、補填する額について限度額を設けること並びに法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為または被保険者による犯罪行為等に起因する争訟費用及び損害賠償金等は補填の対象としないこととしております。各候補者の再任をご承認いただいた場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 鈴木正徳氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件及び当社の独立性判断基準(13頁から14頁に記載)を満たしており、当社は、同氏を独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。同氏の再任が承認された場合、同氏を引き続き独立役員として指定する予定であります。
- 梅澤佳子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件及び当社の独立性判断基準(13頁から14頁に記載)を満たしており、当社は、同氏を独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。同氏の再任が承認された場合、同氏を引き続き独立役員として指定する予定であります。


第3号議案 監査役1名選任の件

本総会最終の時をもって、監査役水澤博敏氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、独立社外取締役を過半数とし独立社外取締役を委員長とする指名委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会において決定したものです。

また、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名(生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
 <p>かとう しげ はる 加藤 重治 (1957年6月19日生)</p>	1980年4月 科学技術庁(現:文部科学省)入庁	—
	2003年7月 特殊法人理化学研究所(現:国立研究開発法人理化学研究所)経営企画部長	
	2007年7月 経済産業省 原子力安全・保安院 審議官(実用発電炉担当)	
	2009年7月 文部科学省 大臣官房審議官(高等教育局担当)	
	2011年10月 内閣府 大臣官房審議官(原子力安全委員会担当)	
	2012年5月 文部科学省 国際統括官、日本ユネスコ国内委員会事務総長	
	2014年11月 独立行政法人理化学研究所(現:国立研究開発法人理化学研究所)理事長特別補佐	
	2015年4月 国立研究開発法人理化学研究所理事	
	2017年4月 文部科学省 科学技術・学術政策研究所所長	
	2018年4月 国立研究開発法人理化学研究所 理事	
2022年4月 学校法人沖繩科学技術大学院大学学園 事務局長・副理事長		
<p>【社外監査役候補者とした理由】 加藤重治氏は、科学技術庁(現文部科学省)、経済産業省、内閣府、特殊法人理化学研究所(現:国立研究開発法人理化学研究所)、学校法人沖繩科学技術大学院大学学園等にて培われた専門的な見識と豊富な経験を活かし、当社の技術開発、組織運営、社員教育、及びグローバル経営等の観点にて、取締役会の妥当性・適正性を確保する助言・提言を行い、また、監査役として重要な協議や監査結果につき必要な発言を行っていただくため、新たに社外監査役候補者といたしました。 なお、加藤重治氏は、会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 加藤重治氏は新任監査役候補者であります。
3. 加藤重治氏は、社外監査役候補者であります。
4. 社外監査役候補者加藤重治氏の「社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことがない候補者を推薦する理由」は、上表の【社外監査役候補者とした理由】に記載しており、同氏は、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 当社は、監査役が期待される役割を十分に発揮することができるように、会社法第427条第1項の規定により、定款に監査役との間に、損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結することができる旨の規定を設けております。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により、被保険者が会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟において負担することになった争訟費用及び損害賠償金等を補填するものであり、1年毎に更新しております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、補填する額について限度額を設けること並びに法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為または被保険者による犯罪行為等に起因する争訟費用及び損害賠償金等は補填の対象としないこととしております。加藤重治氏の就任をご承認いただいた場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 加藤重治氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件及び当社の独立性判断基準(13頁から14頁に記載)を満たしており、当社は、同氏の監査役就任が承認された場合、同氏を独立役員として指定する予定であります。

以上

当社独立性判断基準

当社は、以下のとおり独立性判断基準を定めており、すべての要件を充たす者を社外役員候補者として指名しています。

1. 社外取締役または社外監査役のうち、次の各号に定める者に該当しない社外取締役または社外監査役を独立性（一般株主と利益相反が生じるおそれがない）のある社外取締役または社外監査役（以下、「独立社外取締役」、「独立社外監査役」、または「独立役員」という。）とする。
 - (1) 当会社の有価証券報告書記載の関係会社または兄弟会社の業務執行者（最近または過去に業務執行者であったものを含む。以下、「業務執行者」という場合はこれに同じ。）
 - (2) 当会社の主要な取引先またはその業務執行者
 - (3) 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
 - (4) 当社から取締役または監査役報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家、または当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者および当該団体に所属していた者
 - (5) 当会社の主要株主（当該主要株主が法人の場合はその業務執行者）
 - (6) 上記第1号乃至第5号に掲げる者の近親者（2親等内の親族をいう。以下同じ。）もしくは、当社または当社の子会社の業務執行者（業務執行者でない取締役または業務執行者でない取締役であった者を含む。）の近親者
2. 前1.における用語の定義は、次の各号に定める意味とする。
 - (1) 前1. 第1号乃至第3号並びに第5号および第6号の「業務執行者」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。また、「最近」とは、当該社外取締役または社外監査役を選任する株主総会議案の内容が決定した時点をいい、「過去」とは、業務執行者退任後10年間をいう。
 - ① 業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する取締役または監査役
 - ② 業務を執行する社員、法人が業務を執行する社員である場合における当該業務を執行する社員の職務を行うべき者、その他これに相当する者
 - ③ 使用人
 - (2) 前1. 第2号または第3号において、「主要な」とは、当社または主な連結子会社と取引先との間の1事業年度における取引金額が、いずれかの連結売上高の1%を超える場合をいう。

- (3) 前1. 第4号において、「多額の」とは、当会社に対するサービス提供において、サービス提供者本人（個人）、またはサービス提供者が所属する法人、組合等の団体が以下のいずれかに該当する場合をいう。「所属する」または「所属していた者」とは、パートナーのみならずいわゆるオブカウンセル及びアソシエイトも含む。
- ① サービス提供者本人：当会社から年間10百万円相当以上の収入を得ている
 - ② サービス提供者が所属する団体：当会社との間の1事業年度における取引金額が当会社または当該団体の連結売上高の1%を超える「当該団体に所属していた者」とは、過去10年間に当該団体に所属していた者をいう
- (4) 前1. 第5号において、「主要株主」とは、当社の議決権の10%以上を保有する株主をいう。
- (5) 前1. 第6号において、「業務執行者でない取締役であった」とは、過去10年間に業務執行者でない取締役であったことをいう。

ご参考

第2号及び第3号の各議案承認後のスキルマトリックス(予定)

取締役及び監査役一覧

役職	氏名	【社外】	【独立】	【指名】 【報酬】	企業 経営	開発/ 技術/ 製造	営業/ 販売	財務 会計	法務/ リスク 管理/ ガバ ナンス	人事 労務	サステ ナビリ ティ	IT	グロー バル 経験	公共 政策
代表取締役社長	佐藤正継			○	○	○				○	○	○		
常務取締役	角龍徳夫				○			○	○					
取締役	小野明彦						○		○		○	○		
取締役	諏訪明久					○				○			○	
取締役	原 克実							○	○		○		○	
取締役	芹沢陽司					○				○				
取締役	鈴木正徳	○	○	○	○		○						○	○
取締役	寺島義幸	○	○	○										○
取締役	梅澤佳子	○	○	○							○			
監査役	矢島寿衛				○		○	○						
監査役	小林豊茂							○	○	○				
監査役	神吉 正	○			○			○	○					
監査役	加藤重治	○	○			○							○	○

【社外】 社外取締役・社外監査役

【独立】 独立役員

【指名】 指名委員

【報酬】 報酬委員

ご参考

コーポレートガバナンス体制

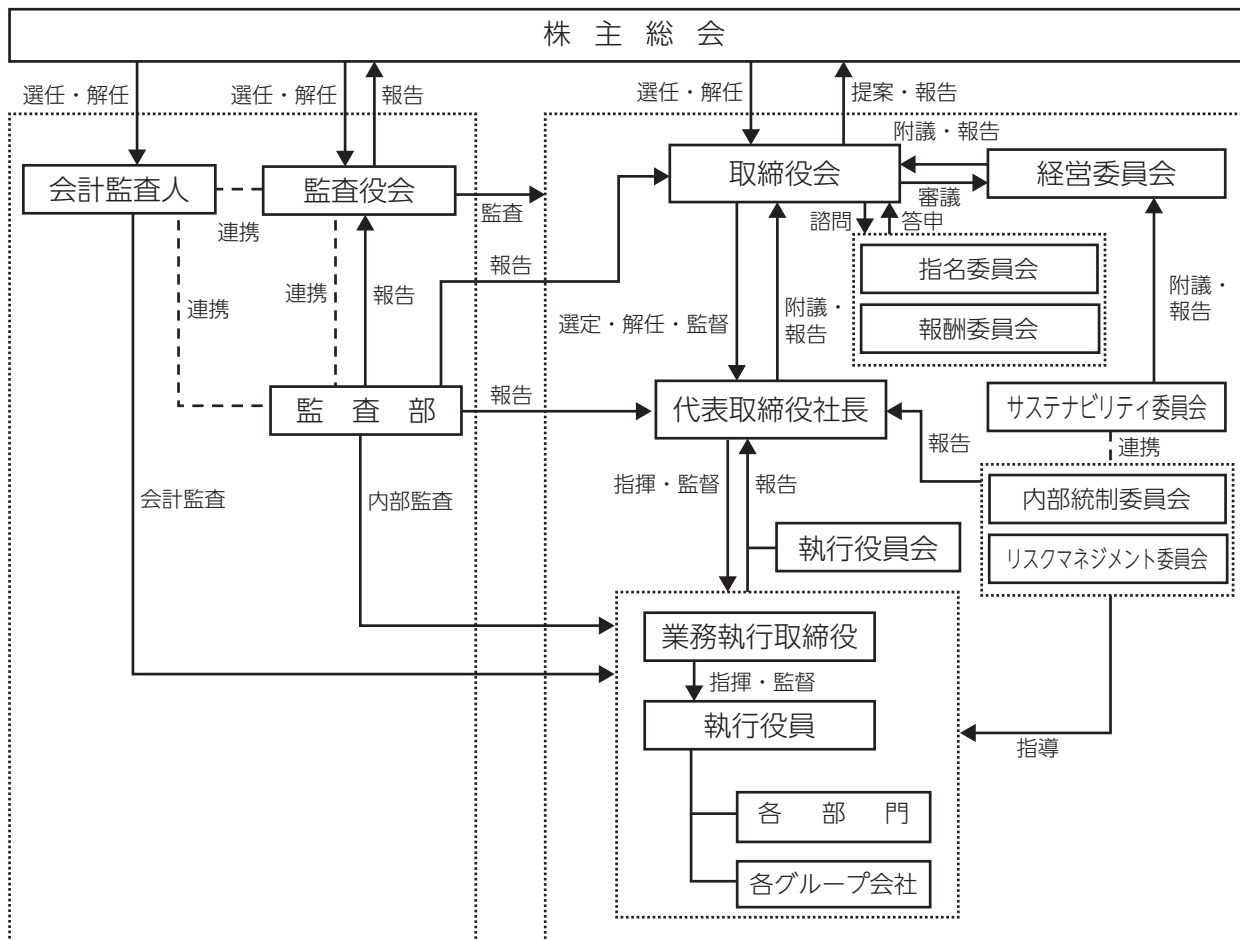
1. 基本的な考え方

当社は、経営の透明性を高めるとともに、社是及び企業理念の実現に努め、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図ることがコーポレートガバナンスの役割であると考え、次の基本的な考え方に沿ってコーポレートガバナンスの充実を行います。

- (1) 株主及び株主以外のステークホルダーとの関係
 - ① 株主との関係
 - イ. 株主の権利が適切に行使できる体制を整備する。
 - ロ. 株主の実質的な平等性を確保するために十分配慮する。
 - ② 株主以外のステークホルダーとの適切な協働
株主だけでなく株主以外のステークホルダーとの関係においても、経営の透明性を高め、法令はもとより倫理に基づき健全で公正な企業活動を行う。
- (2) 株主との対話
取締役社長及び取締役自身が説明を行うことにより、株主や投資家との間で対話を推進する。
- (3) 適切な情報開示と透明性の確保
当社は、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報の開示を進める。
- (4) コーポレートガバナンスの体制
 - ① 当社は、監査役会設置会社を採用する。
 - ② 当社の取締役会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、経営の意思決定と監督機能により中長期的な企業価値の向上を目指す。
 - ③ 取締役会は、取締役の専門的知見に基づく経営判断を尊重するとともに、社外取締役の独立した助言・提言も尊重し、取締役の業務執行に対して監督を行う。
 - ④ 監査役会は、社内監査役と内部監査部門との連携を強化し、社外監査役の豊かな経験と見識を活用し取締役の業務執行を監査する。

2. コーポレートガバナンス体制図

2026年3月31日現在におけるコーポレートガバナンス体制の模式図は、以下のとおりです。



以上

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、緩やかな回復基調ながら、米国の関税政策に伴う産業への下振れ懸念から先行き不透明感が続きました。2026年2月末には、イラン情勢の緊迫化により石油等の供給が懸念される事態となりました。

米国では、関税政策の影響もあり物価高の状況が続いているものの、AI需要を背景として製造業の生産活動が活発であり、企業の設備投資も底堅く推移いたしました。欧州では、輸出の減少など製造業の不振が続ぎ、中国においても輸出は堅調であるものの内需は総じて減速しており、低成長にとどまりました。

わが国においては、米国の関税政策の不透明感が続く中、AI・データセンター向けの半導体需要は活況を呈しているものの、従来用途の半導体需要は軟調を示しており、産業機械等の設備投資需要は停滞いたしました。

当社グループの当連結会計年度の業績は、国内においては、社会インフラの老朽化対策やプラント関連の需要が継続する中で、圧力計の需要は比較的安定しておりましたが、半導体業界における設備投資需要が依然として在庫調整局面にあることから、半導体業界向けの売上が減少いたしました。

圧力センサについては、空調管材業界向けの売上が増加したものの、産業機械業界向けの売上が減少し、圧力計事業同様に半導体業界向けの売上が減少いたしました。

一方、米国子会社においては、米国及び欧州地域のOEM事業が好調であったため、前期比で圧力計、圧力センサともに産業機械関連製品を中心に増加いたしました。

計測制御機器は、自動車・電子部品関連業界向けのエアリークテスタが減少したものの、医療機器及び空気圧機器の売上が伸長いたしました。ダイカスト製品は、主要取引先である自動車業界の回復を背景に、売上が増加いたしました。

これらの結果、売上高は676億91百万円（前期比2.7%減）となりました。損益面では、営業利益は69億78百万円（前期比8.8%減）となり、経常利益は受取配当金の減少等により68億62百万円（前期比9.4%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、法人税、住民税及び事業税の計上等により、53億97百万円（前期比10.9%減）となりました。

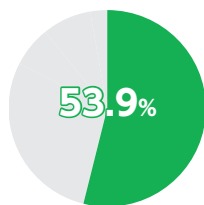
当社グループでは、圧力センサ素子の加工及び研磨工程の生産能力を強化するため、2025年6月に丸子電子機器工場の敷地内にダイアフラム加工棟（通称DP棟）の増設を完了し、2025年9月から稼働を開始いたしました。これにより圧力センサ素子の製造工程を集約し、より効率的な生産体制で今後の生産増加への対応が可能となりました。

また、長野県内において上田計測機器工場（上田市秋和）と丸子電子機器工場（上田市御岳堂）の2拠点で、圧力計及び圧力センサの生産活動を行っておりますが、さらなる事業拡大と生産性向上を図るため、丸子電子機器工場の敷地内に、圧力計及び圧力センサ素子の生産棟をそれぞれ新設することを、引き続き検討しております。

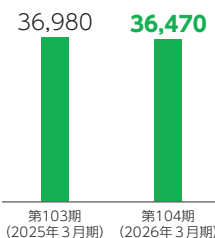
企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりです。

圧力計事業

売上高構成比



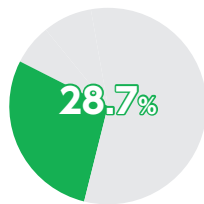
売上高 (単位：百万円)



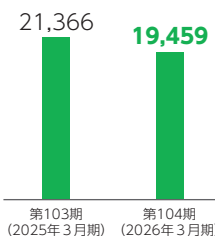
圧力計事業では、国内においてプロセス業界向けの保守・メンテナンス需要は増加した一方、F A空圧機器業界向及び、半導体業界向けの売上が減少いたしました。米国子会社では、産業機械業界向けの売上が増加し、営業利益も増加いたしました。これらの結果、圧力計事業の売上高は364億70百万円（前期比1.4%減）となり、営業利益は31億41百万円（前期比7.1%増）となりました。

圧力センサ事業

売上高構成比



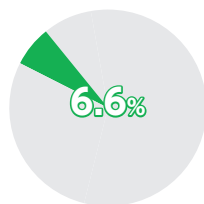
売上高 (単位：百万円)



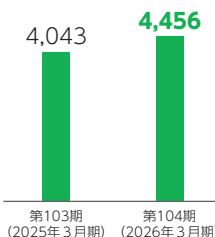
圧力センサ事業では、国内においてプロセス・新エネルギー向、空調管材向、自動車搭載用及び建設機械搭載用センサの売上が増加した一方、産業機械業界向けの売上が減少いたしました。さらに、前期において好調であった半導体業界向けの売上也減少いたしました。米国子会社では、産業機械業界向が好調であったことから売上が増加いたしました。これらの結果、圧力センサ事業の売上高は194億59百万円（前期比8.9%減）となり、営業利益は29億57百万円（前期比31.7%減）となりました。

計測制御機器事業

売上高構成比



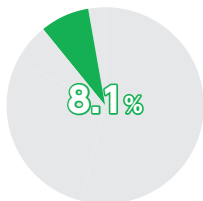
売上高 (単位：百万円)



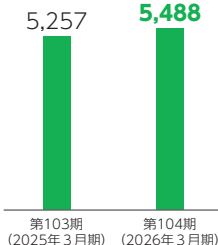
計測制御機器事業では、自動車・電子部品関連業界向のエアリークテスタは、足元の設備投資が鈍い状況を受けて売上が減少いたしました。一般産業の設備投資に関わる生産設備向として、空気圧機器の売上が増加し、医療機器の売上也増加いたしました。これらにより、計測制御機器事業の売上高は44億56百万円（前期比10.2%増）となり、営業利益は5億7百万円（前期比69.2%増）となりました。

ダイカスト事業

売上高構成比



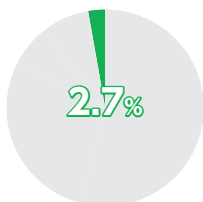
売上高 (単位: 百万円)



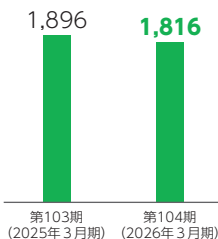
自動車業界を主要取引先とするダイカスト事業は自動車生産台数の回復を背景に売上高は54億88百万円（前期比4.4%増）となり、営業利益は2億33百万円（前期は52百万円の営業損失）となりました。

その他事業

売上高構成比



売上高 (単位: 百万円)



その他事業では、ショッピングタウン事業（テナントビル）を2025年6月に売却したことにより、期中の店舗賃貸収入は減少し、当該売却に伴い当連結会計年度でショッピングタウン事業は終了いたしました。また、自動車用電装品の売上が減少いたしました。これらの結果、その他事業の売上高は18億16百万円（前期比4.2%減）となり、営業利益は1億36百万円（前期比0.1%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は、16億32百万円となりました。その主な内容は、製造設備の取得であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として金融機関より運転資金以外の目的で調達した資金はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当連結会計年度においてショッピングタウン事業用土地建物を7億20百万円で売却いたしました。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

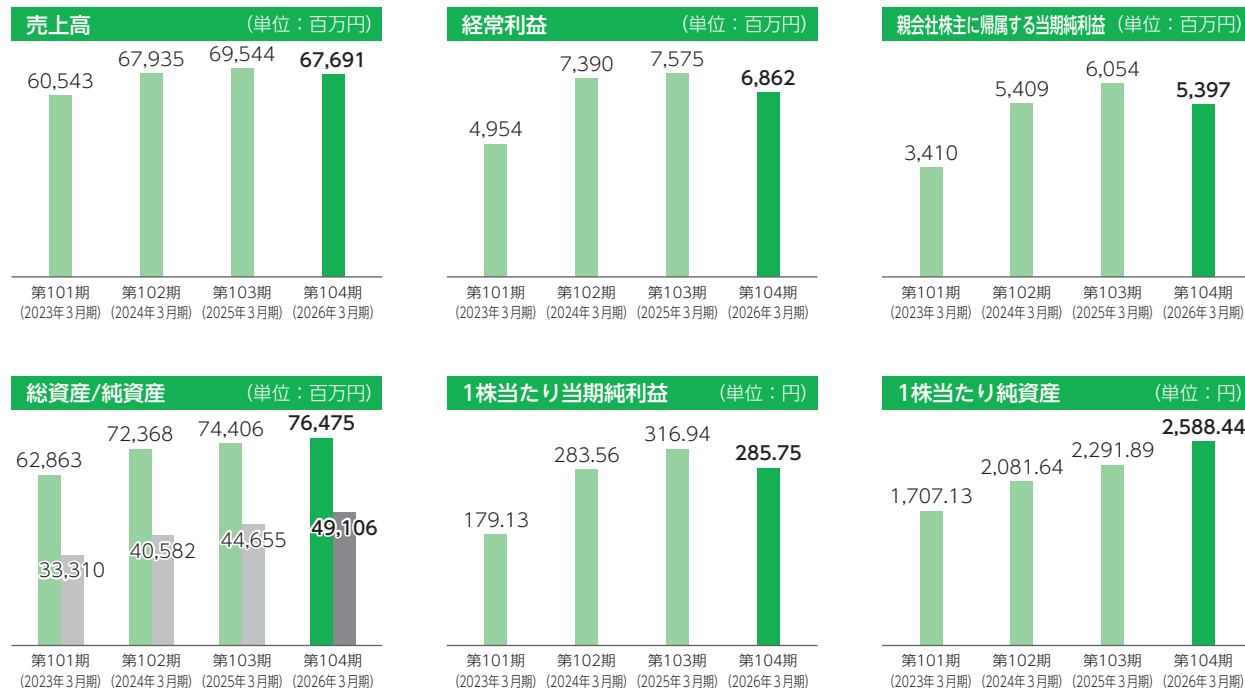
⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

⑧ その他

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



区 分		第101期 (2023年3月期)	第102期 (2024年3月期)	第103期 (2025年3月期)	第104期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売上高	(百万円)	60,543	67,935	69,544	67,691
経常利益	(百万円)	4,954	7,390	7,575	6,862
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	3,410	5,409	6,054	5,397
1株当たり当期純利益	(円)	179.13	283.56	316.94	285.75
総資産	(百万円)	62,863	72,368	74,406	76,475
純資産	(百万円)	33,310	40,582	44,655	49,106
1株当たり純資産	(円)	1,707.13	2,081.64	2,291.89	2,588.44

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名称	資本金	議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社ニューエラー	444百万円	100.0	空気圧機器及び自動車用電装品の製造販売
株式会社フクダ	49百万円	100.0	工業用計測器の製造販売
株式会社長野汎用計器製作所	50百万円	100.0	汎用圧力計の製造販売
株式会社ナガノ	30百万円	100.0	特殊圧力計、熱電対の製造販売
株式会社ナガノ計装	50百万円	100.0	圧力計の校正、修理及び販売
ヨシトミ・マーシン株式会社	78百万円	100.0	圧力計部品の製造販売
株式会社双葉測器製作所	10百万円	100.0	圧力標準器の製造販売、圧力計の校正
株式会社中村金型製作所	5百万円	100.0	ダイカスト・マグネシウム金型の設計・製作
株式会社サンキャスト	20百万円	51.5	ダイカスト製品の製造販売
Ashcroft-Nagano Keiki Holdings, Inc.	1米ドル	100.0	持株会社
JADE Sensortechnik GmbH	200千ユーロ	51.0	圧力センサの製造販売

(注) Ashcroft-Nagano Keiki Holdings, Inc.は、Ashcroft Inc. (圧力計・圧力センサの製造販売会社) を含め20社の子会社を所有しております。

(4) 対処すべき課題

①当社グループを取り巻く経営環境

当社グループの業績は、設備関連投資の動向に大きく左右されます。

当社の基盤を成す圧力計事業・圧力センサ事業は、多種多様な業種の生産活動において欠かせない役割を担っております。

昨今の省人化の流れにより、これまで人の手で行ってきた監視・調整・保全業務は、自動制御や遠隔監視、予知保全といった自動化技術へと急速にシフトしています。とりわけ産業機械分野では高精度・高速制御が、半導体分野では微細化・高集積化に伴う高度なプロセス管理が一層強く求められています。こうした背景のもと、装置の安定稼働と品質確保を支える圧力計測のニーズはますます拡大すると見込まれます。

②第2次中期経営計画（対象期間：2023年度～2025年度）の振り返り

2026年3月期に終了した当計画期間では、事業構造の抜本的な見直しに挑みました。しかし、半導体関連をはじめとする世界的な設備投資需要の変動など外部環境の急激な変化の影響を受け、最終年度の目標であった売上高753億円、営業利益率12.9%は達成に至りませんでした。

この結果を真摯に受け止め、成長シナリオと実行施策を再検証した上で、新たに「新中期経営計画2028（対象期間：2026年度～2028年度）」を策定いたしました。

③新中期経営計画2028（対象期間：2026年度～2028年度）

「伝統を力に、次の価値創造へ！」をスローガンに掲げ、従来の圧力計事業の安定成長を「進化」させ、光学式センサをはじめとする新領域への展開、ワイヤレス化、グローバル市場での圧力センサ拡販を「挑戦」の柱と位置づけ、事業規模の拡大と持続的成長を目指します。

最重要課題は「新領域への挑戦」です。圧力計測を核とした競争力をさらに磨きつつ、既存および戦略分野での成長領域を確実に取り込みます。

また、環境関連設備・半導体・先端製造装置などの設備投資拡大を好機と捉え、日本政府が推進する戦略17分野にも積極的に関与してまいります。

重点施策は次の5つです。

- ・新製品開発・既存事業の強化
- ・収益力の強化
- ・経営基盤の強化
- ・新領域への挑戦
- ・グローバル市場における競争力強化

加えて、生産体制の強化策として、丸子電子機器工場敷地内に圧力計と圧力センサの生産棟を新設する構想を、市況を見極めながら引き続き検討し、早期の具体化を図ります。

最終年度の2028年度には、売上高755億円・営業利益率12%の達成を見据え、初年度の2026年度は売上高675億円・営業利益率10%、期間中ROE12%の確保に向け全社一丸となって取り組みます。

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループは、圧力計、圧力センサ等の精密機器製品の製造、販売を主な事業としております。
事業別の主要製品及び事業内容は以下のとおりであります。

事業区分	主要製品・事業内容
圧力計	圧力計、圧力スイッチ、温度計
圧力センサ	圧力センサ
計測制御機器	空気圧機器、エアリークテスタ、圧力試験器、圧力発生器、その他用途開発製品
ダイカスト	ダイカスト製品
その他	自動車用電装品、電源製品、不動産賃貸

(6) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

当社	本 社	東京都大田区東馬込一丁目30番4号
	営業所	東京、東関東（千葉県成田市）、仙台、熊谷、 神奈川、静岡、上田、名古屋、富山、滋賀、大阪、 四国（香川県高松市）、広島、 九州（福岡県春日市）
	工 場	上田計測機器工場（長野県上田市） 丸子電子機器工場（長野県上田市）
株式会社ニューエラー	本 社	大阪府大阪市
株式会社フクダ	本 社	東京都練馬区
株式会社長野汎用計器製作所	本 社	長野県上田市
株式会社ナガノ	本 社	東京都大田区
株式会社ナガノ計装	本 社	東京都大田区
ヨシトミ・マーシン株式会社	本 社	長野県諏訪市
株式会社双葉測器製作所	本 社	東京都荒川区
株式会社中村金型製作所	本 社	長野県諏訪市
株式会社サンキャスト	本 社	茨城県下妻市
Ashcroft Inc.	本 社	アメリカ合衆国コネティカット州ストラットフォード
Willy Instrumentos de Medicao e Controle Ltda.	本 社	ブラジル連邦共和国サンパウロ
Ashcroft Instruments GmbH	本 社	ドイツ連邦共和国アルスドルフ
Ashcroft Instruments Singapore Pte,Ltd.	本 社	シンガポール共和国シンガポール
Ashcroft Instruments Mexico,S.A. de C.V.	本 社	メキシコ合衆国メキシコシティ
Rueger S.A.	本 社	スイス連邦クリシエ
Stiko Meetapparatenfabriek B.V.	本 社	オランダ王国ローデン
ASHCROFT QUERÉTARO, S. DE R.L. DE C.V.	本 社	メキシコ合衆国ケタロ
JADE Sensortechnik GmbH	本 社	ドイツ連邦共和国ザクセン州ドレスデン

(7) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)**① 企業集団の従業員の状況**

事業部門	従業員数	前連結会計年度末比増減
圧力計	959名 (95名)	17名減 (11名減)
圧力センサ	386名 (30名)	- (18名減)
計測制御機器	67名 (7名)	10名減 (-)
ダイカスト	129名 (89名)	4名増 (6名減)
その他	82名 (7名)	14名増 (7名減)
営業	320名 (4名)	11名減 (6名減)
研究開発	203名 (6名)	10名増 (2名増)
管理	244名 (4名)	12名増 (1名減)
合 計	2,390名 (242名)	2名増 (47名減)

(注) 従業員数は就業人員（休職者、非常勤者、当社グループからグループ外部への出向者は除いております。）であり、パートタイマー、アルバイト及び人材派遣会社からの派遣社員は、年間平均人員を（ ）外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
771名 (81名)	- (20名減)	42.3歳	18.4年

(注) 従業員数は就業人員（休職者、非常勤者、当社から社外への出向者は除いております。）であり、パートタイマー、アルバイト及び人材派遣会社からの派遣社員は、年間平均人員を（ ）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	7,883百万円
株式会社八十二長野銀行	610
三井住友信託銀行株式会社	300

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 54,840,000株

② 発行済株式の総数 18,892,484株

(注) 2026年2月27日を効力発生日とする自己株式の消却を実施したことにより、発行済株式の総数は、540,500株減少しております。

③ 株主数 6,666名

④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,252千株	12.05%
長野計器取引先持株会	1,516	8.11
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,294	6.93
MSIP CLIENT SECURITIES	819	4.38
株式会社八十二長野銀行	708	3.79
日本酸素ホールディングス株式会社	700	3.74
ニデックインストルメンツ株式会社	521	2.79
八十二キャピタル株式会社	505	2.70
戸谷 直樹	451	2.41
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	402	2.15

(注)持株比率は自己株式(199,493株)を控除して算出しております。自己株式には、「株式報酬制度」に基づき三井住友信託銀行株式会社が所有する当社株式(120,200株)を含んでおりません。

⑤ 当該事業年度中に職務の執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役	10,481株	1名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、本招集ご通知31頁「2. (3) ⑤取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（2026年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐藤 正 継	取締役会議長、経営委員会議長、監査部担当 Ashcroft-Nagano Keiki Holdings, Inc. 取締役 Ashcroft Inc. 取締役
常務取締役	角 龍 徳 夫	サステナビリティ委員会委員長 事業強化推進委員会、経営統括本部、経理部担当 株式会社ナガノ計装 監査役 Ashcroft-Nagano Keiki Holdings, Inc. 取締役 Ashcroft Inc. 取締役
取締役	小 野 明 彦	製品判定会議議長、営業本部担当 株式会社ニューエラー 取締役
取締役	諏 訪 明 久	執行役員会議長、製造本部担当 株式会社ナガノ 取締役
取締役	原 克 実	サステナビリティ委員会副委員長、内部統制委員会委員長 リスクマネジメント委員会委員長、管理本部担当 株式会社ニューエラー 監査役 JADE Sensortechnik GmbHアドバイザリーボードメンバー
取締役	芹 沢 陽 司	製品判定会議副議長、技術本部担当 ヨントミ・マーション株式会社 監査役
取締役（非常勤）	鈴 木 正 徳	株式会社ミロク情報サービス 取締役副会長 ユナイテッド・セミコンダクター・ジャパン株式会社 取締役 公益財団法人航空機国際共同開発促進基金 理事長 一般社団法人電気自動車普及協会会長
取締役（非常勤）	寺 島 義 幸	社会福祉法人ロングライフ・小諸 理事
取締役（非常勤）	梅 澤 佳 子	多摩大学経営情報学部 名誉教授 客員教授
常勤監査役	矢 島 寿 衛	株式会社ナガノ 監査役
常勤監査役	小 林 豊 茂	Astemo&ナガノ株式会社 監査役
監査役（非常勤）	水 澤 博 敏	—
監査役（非常勤）	神 吉 正	—

- (注) 1. 取締役鈴木正徳氏、寺島義幸氏及び梅澤佳子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役水澤博敏氏及び神吉正氏は、社外監査役であります。
3. 取締役鈴木正徳氏、寺島義幸氏、梅澤佳子氏及び監査役水澤博敏氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件及び当社の独立性判断基準（13頁から14頁に記載）を満たしており、当社は、各氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次の通りであります。
- 就任：2025年6月27日開催の第103回定時株主総会において原克実氏及び芹沢陽司氏は新たに取締役に選任され、小林豊茂氏は新たに監査役に選任され就任いたしました。
- 退任：2025年6月27日開催の第103回定時株主総会最終の時をもって、取締役小林豊茂氏及び監査役小田中衛氏は辞任により退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。

③ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び「1.(3).②重要な子会社の状況」に記載の国内子会社の取締役及び監査役（当該事業年度中に在任していた者を含む。）並びにJADE Sensortechnik GmbHのManaging Director等であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により、被保険者の会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟に伴い被保険者が負担することになった争訟費用及び損害賠償金等を補填するものであり、1年毎に契約更新しております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、補填する額について限度額を設けること並びに法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為または被保険者による犯罪行為等に起因する損害等には補填の対象としないこととしております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

Ⅰ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当該事業年度における取締役の個人別の報酬等の具体的内容は、改定前の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（以下、「改定前方針」といいます。）に基づいて決定し支給しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について改定前方針のもとで、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された改定前方針と整合しており、同方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は、次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および株式報酬（固定ポイント部分）ならびに業績連動報酬としての株式報酬（業績連動ポイント部分）により構成し、経営の監督機能を担う非常勤取締役および社外取締役は、その職務に鑑み基本報酬のみを支払うこととする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針も含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の従業員給与

の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役と株主との間で株価の変動による利益・リスクを共有することで中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるため、株式交付信託とする。

株式交付信託は、導入目的により、固定ポイント分と業績連動ポイント分で構成する。

このうち固定ポイント部分については、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、役位等に応じたポイントを付与する。

また、業績連動ポイント部分については、各事業年度あたり、中期経営計画の重要な指標である経営指標（売上高、営業利益、自己資本利益率）と連動するものとし、事業年度の経営指標における目標の達成度に応じて0～150%の範囲で変動させて付与する。

当社は、固定ポイント部分および業績連動ポイント部分の付与について、取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において行う。1ポイントは1株に相当する。

取締役は、当該付与されたポイントの数に応じて所定の受益者確定手続に従い、当社株式の交付を受ける。

各取締役に対する株式の交付は、原則として取締役の退任時において、当該受益者確定手続を行うことによりこの信託から行われる。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、役位、職責、在任年数、に応じて他社水準、当社の従業員給与の水準を踏まえて決定する。また、報酬の種類ごとの比率の目安は、基本報酬を85%、株式報酬を15%とする。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の手続きに関する事項

取締役の個人別の報酬の内容は、取締役会の諮問に基づいて、独立社外取締役の過半数で構成する報酬委員会で、取締役の報酬構成と水準を審議し、取締役会に答申することで、報酬決定手続の透明性及び個別報酬の妥当性を確保する。

取締役会は、原則、上記a. 「基本方針」からd. 「金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針」との整合性を含め、多角的な検討を行った報酬委員会の答申内容を尊重して、取締役の個人別の報酬の内容を決定する。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役	158	136	－	22	10
(うち社外取締役)	(17)	(17)	(－)	(－)	(3)
監査役	41	41	－	－	5
(うち社外監査役)	(11)	(11)	(－)	(－)	(2)
合計	200	177	－	22	15
(うち社外役員)	(29)	(29)	(－)	(－)	(5)

- (注) 1. 上記の支給人員は延べ人員であり、支給額には退任または異動した役員に対する支給額を含みます。
2. 非金銭報酬等は、株式交付信託であり、業績連動ポイント分を含みます。詳細は、イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等をご参照ください。また内容は、当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当該事業年度における交付状況は「2. (1)⑤ 当該事業年度中に職務の執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
3. 取締役の金銭報酬の額は、2002年6月27日開催の第80回定時株主総会において月額20百万円以内（ただし、使用人分給与は含まれておりません。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は0名）です。また、金銭報酬とは別枠で、2024年6月26日開催の第102回定時株主総会において、株式報酬の額として2025年3月末日に終了する事業年度から2029年3月末日までの5事業年度を対象期間とし、合計340百万円を上限とし、株式数は1事業年度21,000ポイント（1ポイント1株に相当）を上限とする（社外取締役及び非常勤取締役を除く。）ことを決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。）の員数は、5名です。
4. 非金銭報酬等（株式交付信託）の額は、当事業年度において付与されたまたは付与が見込まれた株式交付ポイント数に基づき、当事業年度に費用計上した額です。
5. 監査役の報酬限度額は、1998年6月26日開催の第76回定時株主総会において月額4百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

ハ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役鈴木正徳氏は、株式会社ミロク情報サービス取締役副会長、ユナイテッド・セミコンダクター・ジャパン株式会社取締役及び公益財団法人航空機国際共同開発促進基金理事長、一般社団法人電気自動車普及協会会長であります。当社は、各社及び各団体との間には特別な関係はありません。

取締役寺島義幸氏は、社会福祉法人ロングライフ・小諸理事であります。当社は、社会福祉法人ロングライフ・小諸との間には特別な関係はありません。

取締役梅澤佳子氏は、多摩大学経営情報学部名誉教授 客員教授であります。当社は、多摩大学との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況等

	出席状況及び発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 鈴木正徳	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。省庁及び他社で培われた豊かな経験と幅広い見識等に基づき、独立した立場で中立かつ客観的観点から適宜質問すると共に、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うことなど取締役会の一層の活性化に寄与されております。
取締役 寺島義幸	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。衆議院議員及び長野県議会議員として培われた豊富な経験と政治・経済・文化等に関する見識に基づき、事業家の視点とは異なる立場から適宜質問すると共に、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うことなど取締役会の一層の活性化に寄与されております。
取締役 梅澤佳子	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。学識経験者で培われた豊かな経験と幅広い見識等に基づき、事業家の視点とは異なる研究者の立場から適宜質問すると共に、取締役会の多様性、意思決定の妥当性・適正性を確保及びサステナビリティに関する助言・提言を行うことなど取締役会の一層の活性化に寄与されております。
監査役 水澤博敏	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、監査役会は15回のうち15回に出席いたしました。取締役会においては、経験豊かな企業経営経験者の見地から報告事項や決議事項について適宜質問すると共に、必要に応じて社外監査役の立場から意見を述べております。また、監査役会においては、重要な協議や監査結果について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 神吉正	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、監査役会は15回のうち15回に出席いたしました。取締役会においては、経験豊かな企業経営経験者の見地から報告事項や決議事項について適宜質問すると共に、必要に応じて社外監査役の立場から意見を述べております。また、監査役会においては、重要な協議や監査結果について適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	57百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	60

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の者（外国における公認会計士または監査法人に相当する資格を有する者）の監査（会社法または金融商品取引法に相当する外国の法令の規定によるものに限る）を受けております。

③ 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

経営執行部門及び会計監査人からの必要書類の入手や報告の聴取と意見交換を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討し、妥当と判断いたしました。

④ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、株式売出しに伴うコンフォートレター業務を委託し、対価を支払っております。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

当社は会計監査人有限責任監査法人トーマツと、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約の締結はいたしておりません。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」（内部統制システム構築のための基本方針）についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社役員及び子会社役員は、社是に則った具体的な行動を定めた「長野計器グループ企業行動憲章」等に従った行動を行う。
 - ロ. 「内部統制委員会」を設置し、企業活動における職務執行が法令及び定款に適合することを確保する施策や対応策を講じる体制の整備を行う。
 - ハ. 監査役が、取締役の職務の執行が適正に行われていることを監査する体制をとる。
- 二. 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善を図る。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役の職務に係る情報は、文書管理規程その他の社内規程に従い、適切に文書を作成、保存及び管理を行う。
- ロ. 機密情報及び内部情報については、機密管理規程及び内部情報管理規程並びにその他の社内規程に従い、適切に管理を行う。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. リスク発生の防止及び損失の最小化を図るために、「リスクマネジメント基本規程」を制定し、リスクマネジメント委員会を設置する。
- ロ. リスクマネジメント委員会は、全社的なリスク管理を行うために、当社を取り巻くリスクの評価、ウェイト付け等を行い、リスク管理体制を整備するとともに、重要な事項については取締役社長に報告する。
- ハ. 大規模な事故・災害等の不測の事態が発生した場合には、「危機・非常事態管理規程」に基づき、取締役社長を委員長とする災害対策委員会を設置して危機対応にあたり、人的な安全の確保及び経済的な損失の最小化を図る。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 執行役員制度を採用し、経営監督機能と職務執行機能を分離し、職務執行権限については執行役員に権限委譲を図り、職務の執行の効率化を促進する。
- ロ. 経営委員会は、「取締役会規程」及び「経営委員会規程」により、権限委譲された事項を審議決議するとともに、取締役会附議案件については、事前に審議を行い取締役の迅速かつ適正な意思決定を促進する。
- ハ. 取締役及び使用人が会社における全体の目標を定め、その浸透と実効性を高めるために、中期経営計画等の策定を行う。
- ニ. 取締役会は、中期経営計画等を具体化するために、中期経営計画等に基づいて毎期、事業部門毎の業績目標と予算を決定する体制の整備を行う。

⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 使用人が、法令及び定款に適合した職務執行を行うために、「長野計器グループ企業行動憲章」等を遵守する体制の整備を行う。
- ロ. 法務コンプライアンス部は、コンプライアンスマニュアル等を利用したコンプライアンス研修の企画・推進及び総括を行い、その実効性をあげるための方針や施策等を検討・実施する。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 長野計器グループ全体のコンプライアンス体制の構築を図るために、当社及び子会社は、「長野計器グループ企業行動憲章」等を遵守する体制の整備を行う。
- ロ. 長野計器グループ子会社の管理は、本社経営企画部が担当し、「関係会社管理規程」に基づき、子会社が当社の経営方針に沿って効率的に運営されていることを確保する体制を整備する。
- ハ. 子会社の取締役等から、関係会社管理規程に基づき、事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、重要案件は、その業務内容について事前協議を行う体制を整備する。
- ニ. 「リスクマネジメント基本規程」に基づき、リスクマネジメント委員会を中心とした長野計器グループ全体のリスク管理体制を整備する。

⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

- イ. 監査役は、取締役会に対して、監査業務を補助すべき使用人を要求できるものとする。
- ロ. 取締役及び使用人は、監査業務を補助すべき使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

⑧ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の監査業務を補助すべき使用人は、監査役からのみ指揮命令を受けるものとする。

⑨ 当社の監査役への報告に関する体制

イ. 当社又は子会社の取締役等が、会社に重大な損失を与える事項が発生又は発生する可能性があるとき及び取締役及び使用人による違法又は不正な行為を発見したとき、適宜・適正に当社の監査役会に報告するような体制の整備を行う。

ロ. 監査役は、重要な会議に出席するなど、取締役及び使用人の業務執行上の重要な情報を把握する体制の整備を行う。

⑩ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

⑪ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きに係る方針

当社は、監査役の職務の執行により発生する費用の前払等請求があったときは、その費用等が監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかにこれを支払う。

⑫ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役及び使用人は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備する。

ロ. 代表取締役と監査役が意見交換の場を設け、監査役は、監査部及び会計監査人並びに顧問弁護士等と緊密な連携を保ちながら、監査役として監査に係る知識の充実と自らの効果的な監査成果の達成を図る。

⑬ 反社会的勢力による被害を防止するための体制

イ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、警察等関係機関と連携体制を構築し、毅然とした態度で臨む。

ロ. 「長野計器グループ役員行動規範」に従い、反社会的勢力及び団体とは関わりを持たず、これらの活動を助長する行為を行わない。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」（内部統制システム構築のための基本方針）についての運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役及び監査役対象の経営者研修会を年1回開催し、法令等の教育を行っている。
- ロ. 内部統制委員会を当事業年度において6回開催し、内部統制システムの運用状況をモニタリングするとともに、財務報告に係る内部統制の整備、運用状況の評価についても年度における基本計画を策定し、評価範囲、重要性の金額及び評価体制を決定している。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 適宜各部門において重要文書保存基準の見直しを行い、適切な文書作成、保存及び管理を行っている。
- ロ. 社内規程により契約書管理を行っている。
- ハ. 情報セキュリティの強化のため、情報保存媒体の使用制限等を設け、情報漏えいのリスク軽減を図っている。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. リスクマネジメント基本規程により当事業年度において2回リスクマネジメント委員会を開催した。
- ロ. 同委員会では、事業リスクの見直しを行っている。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 執行役員会は原則月1回開催され、各執行役員が業務執行の進捗状況を報告し、その内容につき議論を行っている。
- ロ. 経営委員会は、当事業年度において13回開催され、経営委員会規程により権限委譲された事項の審議決議を行い、取締役会附議案件は、取締役会に先立ち、取締役会に附議するか否かを議論し、取締役会へ上程の有無を決定している。
- ハ. 取締役会は、中期経営計画等及び事業計画の進捗状況を把握し、必要に応じて対策検討ができるようにしている。

⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. コンプライアンスを徹底する目的で、コンプライアンスマニュアルを適宜改定している。
- ロ. 弁護士を含む複数のヘルプラインを設置し、コンプライアンスマニュアルに通報者保護を明記することでヘルプラインが十分に機能するよう周知徹底を図っている。
- ハ. 社内規程勉強会を計画的に実施し、業務執行に関連した規程について周知徹底を図っている。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 合同役員会、グループ社長会、経営懇話会及び月次報告会を開催し、当社がグループ方針に基づき、コンプライアンス及び内部統制と経営における課題等の指導及び支援強化等を進めた。
- ロ. 長野計器グループの管理部門に対し、当社から関係会社に必要な情報を提供し、関係会社と情報交換をしている。

⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

監査役より取締役はその職務を補助すべき従業員が求められ、現在1名が兼務で当該業務に従事している。

⑧ 当社の監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役よりその職務を補助すべき従業員の人事等は取締役と監査役会との協議とともに同意を得たうえで決定している。

⑨ 当社の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会及び経営委員会等に出席することにより、取締役及び従業員の業務執行上の重要な情報を得ている。

⑩ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に報告すべき事項の報告を行った取締役及び使用人が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けた事例は、ヘルプラインを含め認められない。

⑪ 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きに係る方針

当社は、監査役職務の執行により発生する費用（監査役職務に必要なことを証明した場合を除く）について、遅滞なく償還しており、前払いの要請にも随時対応する手続きを用意している。

⑫ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役は、代表取締役をはじめとする取締役全員と業務執行全般における課題につき意見交換を行っている。
- ロ. 監査役は、必要に応じ監査部と内部統制監査報告及び棚卸監査報告の内容につき情報交換を実施している。
- ハ. 監査役は、必要に応じ、内部統制委員会及びリスクマネジメント委員会にオブザーバーとして出席して、監査役の要請がある場合、必要な情報提供を受け、内部統制の運用状況を確認している。

⑬ 反社会的勢力による被害を防止するための体制

- イ. 新規取引先との契約締結に際しては、反社会的勢力排除条項を規定した契約内容とし、警察等関係機関との情報交換を行っている。
- ロ. 法務コンプライアンス部から各事業所へ反社会的勢力排除に関する情報を提供し、反社会的勢力排除の意識向上を図っている。

4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	45,361,056
現金及び預金	13,862,632
受取手形、売掛金及び契約資産	9,625,898
電子記録債権	4,915,442
商品及び製品	8,117,863
仕掛品	4,644,922
原材料及び貯蔵品	3,579,213
その他	907,876
貸倒引当金	△292,793
固定資産	31,114,092
有形固定資産	18,327,086
建物及び構築物	3,237,299
機械装置及び運搬具	4,702,349
土地	4,782,983
リース資産	232,007
使用権資産	4,197,124
建設仮勘定	745,368
その他	429,953
無形固定資産	646,638
その他	646,638
投資その他の資産	12,140,367
投資有価証券	9,888,815
退職給付に係る資産	1,045,710
繰延税金資産	377,094
その他	829,944
貸倒引当金	△1,198
資産合計	76,475,148

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	14,909,050
支払手形及び買掛金	3,846,333
短期借入金	3,596,847
1年内返済予定長期借入金	1,045,077
リース債務	739,126
未払法人税等	1,131,591
賞与引当金	1,525,252
その他	3,024,820
固定負債	12,459,671
長期借入金	4,472,578
リース債務	3,121,719
繰延税金負債	2,275,927
退職給付に係る負債	2,316,913
株式給付引当金	62,384
役員退職慰労引当金	119,034
資産除去債務	32,949
その他	58,164
負債合計	27,368,722
(純資産の部)	
株主資本	41,351,869
資本金	4,380,126
資本剰余金	4,504,503
利益剰余金	32,782,009
自己株式	△314,769
その他の包括利益累計額	6,722,774
その他有価証券評価差額金	5,338,591
繰延ヘッジ損益	28,089
為替換算調整勘定	757,890
退職給付に係る調整累計額	598,202
非支配株主持分	1,031,782
純資産合計	49,106,426
負債純資産合計	76,475,148

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) (単位：千円)

科目	金額
売上高	67,691,975
売上原価	46,011,353
売上総利益	21,680,621
販売費及び一般管理費	14,701,662
営業利益	6,978,959
営業外収益	484,277
受取利息	25,410
受取配当金	173,888
賃貸料収入	27,259
為替差益	2,546
持分法による投資利益	91,760
その他	163,412
営業外費用	600,621
支払利息	466,504
手形売却損	22,017
電子記録債権売却損	20,040
支払手数料	22,416
その他	69,642
経常利益	6,862,615
特別利益	1,194,280
固定資産売却益	571,822
投資有価証券売却益	622,458
特別損失	59,485
固定資産除却損	7,710
固定資産売却損	25,880
関係会社株式評価損	25,894
税金等調整前当期純利益	7,997,410
法人税、住民税及び事業税	2,289,462
法人税等調整額	165,612
法人税等合計	2,455,075
当期純利益	5,542,335
非支配株主に帰属する当期純利益	144,840
親会社株主に帰属する当期純利益	5,397,495

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	22,463,942
現金及び預金	6,516,770
受取手形	281,718
電子記録債権	4,419,003
売掛金	3,767,882
製品	417,559
半製品	2,742,590
原材料	310,881
仕掛金	2,488,429
貯蔵品	131,086
前払費用	59,001
未収入金	58,601
関係会社短期貸付金	1,068,000
その他	207,781
貸倒引当金	△5,366
固定資産	24,469,695
有形固定資産	5,097,402
建物	1,479,550
構築物	44,403
機械装置	2,038,114
車両運搬具	185
工具器具備品	323,429
土地	1,128,764
リース資産	56,606
建設仮勘定	26,347
無形固定資産	98,349
借地権	1,543
ソフトウェア	88,763
その他	8,042
投資その他の資産	19,273,943
投資有価証券	8,271,019
関係会社株式	10,090,069
出資金	781
関係会社出資金	183,699
長期前払費用	13,907
前払年金費用	63,194
関係会社長期貸付金	444,525
その他	207,944
貸倒引当金	△1,198
資産合計	46,933,637

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	6,384,367
買掛金	1,464,190
短期借入金	1,300,000
関係会社短期借入金	1,539,000
リース債務	21,087
未払金	235,544
未払法人税等	385,394
未払消費税等	316,644
未払費用	422,764
預り金	113,228
賞与引当金	586,200
その他	312
固定負債	3,136,414
リース債務	43,057
退職給付引当金	1,223,268
株式給付引当金	62,384
預り保証金	29,296
繰延税金負債	1,732,858
資産除去債務	32,949
その他	12,600
負債合計	9,520,782
(純資産の部)	
株主資本	32,340,414
資本金	4,380,126
資本剰余金	4,449,680
資本準備金	4,449,680
利益剰余金	23,825,376
利益準備金	89,351
その他利益剰余金	23,736,025
研究開発積立金	250,000
海外投資損失積立金	350,000
海外市場開拓積立金	150,000
別途積立金	8,264,500
繰越利益剰余金	14,721,525
自己株式	△314,769
評価・換算差額等	5,072,441
その他有価証券評価差額金	5,072,441
純資産合計	37,412,855
負債純資産合計	46,933,637

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	24,257,864
売上原価	16,793,498
売上総利益	7,464,365
販売費及び一般管理費	4,399,512
営業利益	3,064,852
営業外収益	1,067,772
受取利息	22,678
受取配当金	848,917
賃貸料収入	42,116
経営指導料	8,600
為替差益	61,722
その他	83,738
営業外費用	162,466
支払利息	38,466
手形売却損	20,546
電子記録債権売却損	15,773
支払手数料	22,416
その他	65,263
経常利益	3,970,158
特別利益	1,193,372
固定資産売却益	570,914
投資有価証券売却益	622,458
特別損失	33,257
固定資産除却損	7,377
固定資産売却損	25,880
税引前当期純利益	5,130,273
法人税、住民税及び事業税	1,279,492
法人税等調整額	29,076
法人税等合計	1,308,569
当期純利益	3,821,704

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

長野計器株式会社
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 奥津佳樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 新庄和也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、長野計器株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、長野計器株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、不正又は誤謬により発生する可能性がある企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

長野計器株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥津佳樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新庄和也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、長野計器株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第104期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第104期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月21日

長野計器株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 矢 島 寿 衛 ㊞

常 勤 監 査 役 小 林 豊 茂 ㊞

監査役(社外監査役) 水 澤 博 敏 ㊞

監査役(社外監査役) 神 吉 正 ㊞

以 上

1. 圧力センサ事業 新加工棟稼働開始について

世界的なIoT化や産業機械の自動化設備の普及に伴い、圧力センサ市場は今後一層の需要拡大が見込まれています。

当社ではこうした成長機会を確実に捉えるべく、2025年3月期招集ご通知および株主通信でお知らせしたとおり、生産体制の抜本的な強化を進めております。



その一環として、丸子電子機器工場内に新設した「ダイヤフラム加工棟（通称：DP棟）」が稼働を開始しました。これにより従来、上田地区で2工場（上田計測機器工場／丸子電子機器工場）に分散していた圧力センサ素子の加工・研磨工程を集約し、ステンレス製圧力センサの主要工程を同一敷地内で完結できる一貫生産できる体制を構築しました。

当社は今後もグローバル市場における圧力センサ事業の一層の競争優位性確立と収益拡大を目指してまいります。

2. 自己株式の消却の実施

当社は、2026年2月10日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき自己株式の消却を決議いたしました。

消却の対象は、普通株式540,500株（消却前の発行済株式総数に対する割合2.78%）であり、2026年2月27日に消却いたしました。これは、2025年8月26日付の取締役会決議に基づき取得を完了した自己株式を消却したものです。

この自己株式の消却により、発行済株式総数は、19,432,984株から18,892,484株に減少しております。本総会招集ご通知事業報告2. 会社の現況（1）株式の状況②発行済株式の総数をご参照ください。

定時株主総会会場ご案内図

会場

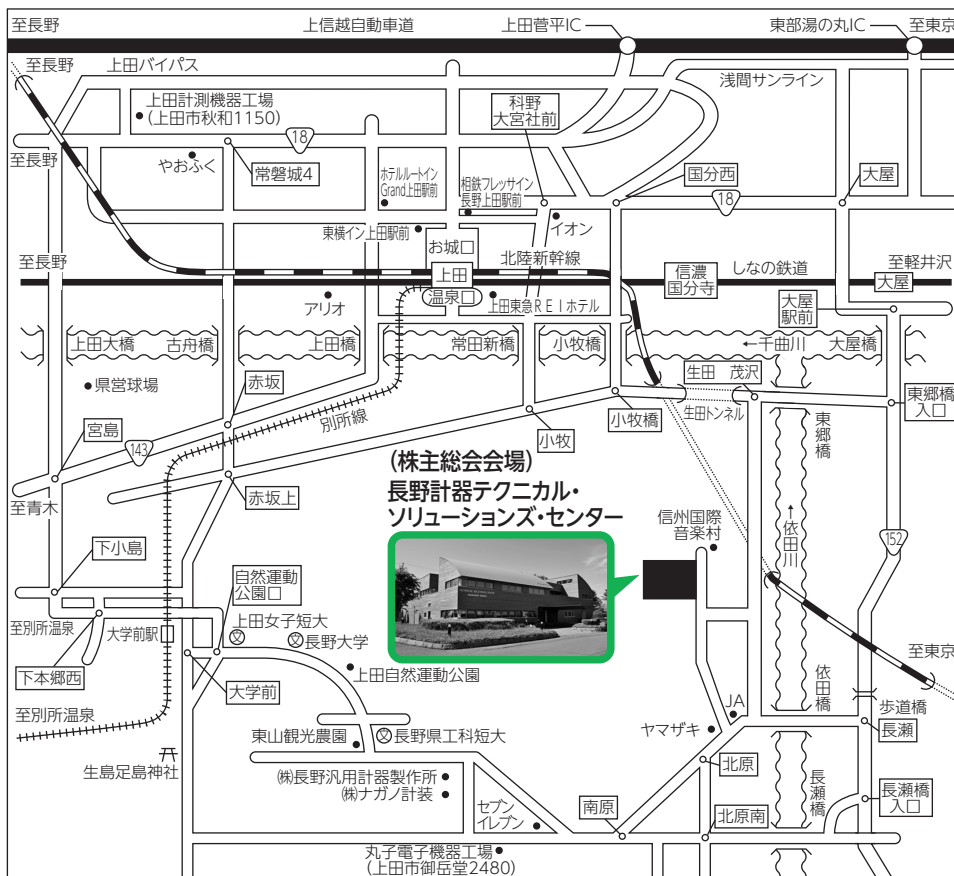
長野計器テクニカル・ソリューションズ・センター

長野県上田市生田2150番地 電話 (0268) 41-1000 (代表)

交通

当社の定時株主総会会場までのご来場には、電車等公共交通機関にて、上田駅までお越しいただきタクシーをご利用いただくか、または自家用車のご利用をお願い申し上げます。

また、議事資料として、本定時株主総会招集ご通知をご持参くださいますよう、お願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。